



International Editor 運営細則

2024 年 9 月 30 日 編集委員会メール審議承認

(目的)

第 1 条 本細則は、編集委員会規程（0801）第 10 条の 4 に基づき、International Editor の選任方法、役割、などを定めることを目的とする。

(International Editor の選任)

第 2 条 International Editor は本務先が海外の大学や研究期間に在籍する学識経験者のうちから編集委員会が決定し、編集委員会委員長が委嘱する。

2 編集委員会は、International Editor の選定にあたり、論文執筆経験、論文審査経験、研究歴などから明らかな専門知識の多寡、公平性、責任感の有無等を参考に総合的に判断する。

(International Editor の役割)

第 3 条 International Editor は、本会が発行する英文論文誌「Journal of Nuclear Science and Technology」に投稿された論文の審査を遂行する。

2 International Editor は、論文審査担当委員（AE）として責任編集委員から指名された場合、決められた期間内に査読者を選定し、査読を依頼する。査読者が決められた期間を過ぎても査読結果を報告しない場合は、督促して、できる限り審査期間を短くするように努める。さらに、査読者のコメントを尊重して当該論文の審査結果をまとめて審査報告書案を作成し、責任編集委員に推奨する。

3 International Editor が担当することが不適切な場合や出張等で担当できない期間があるときは、その旨を責任編集委員へ通知する。

4 International Editor は、責任編集委員から論文査読を依頼された場合は、査読をおこない、その結果を責任編集委員へ報告する。

(International Editor の任期)

第 4 条 International Editor の任期は 5 年とするが、再任を妨げない。

(学会編集委員会との関係)

第 5 条 International Editor は、原則として編集委員会委員を兼ねない。

(表示)

第 6 条 International Editor の所属と氏名は、Associate Editor として英文論文誌の編集委員（Editor）一覧に掲載される。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、International Editor に関する必要な事項は、編集委員会
が定める。

(改定)

第8条 本細則の改定は、編集委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 2024年9月30日 編集委員会メール審議制定、同日施行
2024年10月30日 第4回理事会報告